

会議録

会議の名称	令和7年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和7年11月20日(木)午後1時30分～2時30分
開催場所	所沢市役所 高層棟6階 604会議室
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)
説明者の職・氏名	
議題	(1) 所沢市国民健康保険税率の改定等について (2) その他
会議資料	(1) 会議次第 (2) 資料1 保険税率等の改定等について (3) 資料2 全国大会決議、埼玉県要望
担当部課名	健康推進部長 小山 貴之 健康推進部次長 田中 浩文 国民健康保険課長 遠藤 康代 収税課長 近藤 敦志 収税課主幹 青木 健太郎 国民健康保険課副主幹 野島 博行 国民健康保険課 主査 水口 文枝、主査 敦賀 直幸、主任 高橋 愛美 主任 斎藤 雄司 健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131

様式第2号

発 言 者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
司会	13時30分、司会の進行により開会
会長	会長あいさつ
司会	本日は、12名の出席があり会議は成立する。 「所沢市国民健康保険に関する規則」第4条第1項に基づき、議事の進行を会長にお願いする。
会長	議事進行を務める。議事の前に、事務局から説明はあるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議題1、議題2、いずれも公開とすること ・会議録の記録方法を要約方式とし、発言者の委員名は「委員」とのみ記載すること ・会議録の確定は、会長の確認及び署名により行うこと ・したいがいかがか。
委員	一同了承
会長	傍聴希望者はいるか。
事務局	傍聴希望者はいない。
会長	それでは、議題1の所沢市国民健康保険税率の改定等について、事務局に説明を求める。
事務局	<p>資料1に基づき、埼玉県から示された標準保険税率の仮算定結果を踏まえた令和8年度国民健康保険税率案について説明。</p> <p>また、賦課限度額の改定案、保険税前納制度の課題等について説明。</p>
会長	質疑等はあるか。
委員	資料1の1ページの「令和7年度本算定」と2ページの「現行令和7年度保険税率」の違いは何か。
事務局	「令和7年度本算定」は、県が示した令和7年度の標準保険税率であり、「現行 令和7年度保険税率」は、本市が実際に採用している税率である。
委員	令和8年度の保険税率案と比較する上では、2ページの「現行令和7年度保険税率」と比較すればよいという理解でよいか。
事務局	ご理解のとおりである。

委員	<p>子ども・子育て支援納付金分の創設もあり、納付金額が増額になるにも関わらず、7ページにおいて、今回の税率改正に伴いマイナスとなる世帯が生じることが示されている。</p> <p>これは低所得者に配慮すべきといった国や県の考え方や方向性が示されていて、それに基づき、今回の税率案の提示に至ったということか。</p>
事務局	<p>県からは、子ども・子育て支援納付金分の創設に伴い、他の区分が減額されるということは示されていない。</p> <p>1ページに記載している令和8年度仮算定に係る県内統一算定方式と市町村算定方式の2つの数値が県から示され、どちらを採用しても赤字解消となる見込みとされている。</p> <p>2つの方式の数値を比較した中で、本市として、均等割がなるべく増額とならないよう考慮し、市町村算定方式の数値を案として採用して試算した結果、納税額が減額となる世帯が生じたものである。</p>
委員	<p>低所得者に配慮して今回の改定案を採用し、減額となる世帯が生じたということだが、全国的な考え方として、子ども・子育て支援納付金分の創設による影響は、全ての世帯が被るものではなく、総合的に税率を勘案して、結果としてマイナスとなる世帯が生じることについては問題ないという理解でよいか。</p>
事務局	<p>1ページの県から示された令和8年度仮算定市町村算定方式の数値において、後期高齢者支援金等分の均等割が大きく減額となっており、所得の少ない方、税の軽減措置が適用されている世帯であると、所得割の影響をほとんど受けず、均等割が減額となる。</p> <p>令和8年度の均等割が減額になっている状況から、新たに子ども・子育て支援納付金分の創設がなされても、納税額の総額において減額となる世帯が生じることとなつたものである。</p>
委員	<p>後期高齢者支援金等分の均等割の減額等により、結果的にマイナスの世帯が生じてしまったという理解でよいか。</p>
事務局	その通りである。
委員	<p>今の質問にも通ずるが、7ページにあるように、マイナスとなる世帯が発生してよいのか。資料にマイナスとなる世帯を記載してよいものなのか。</p> <p>マイナスとなる世帯が生じるような税率を採用するということは、理解が難しい。</p>
事務局	<p>令和7年度の保険税率の検討の際にも、影響額別世帯数を資料としてお示しをしたが、その時は、影響額がマイナスとなる世帯を区分けせずに、影響額5万円以下という区分の中に、マイナスとなる世帯も含めていた。実際は、資産割がなくなったことでマイナスとなる世帯は生じていた。</p> <p>今回の改定は、多人数世帯や子育て中の世帯等への影響に配慮</p>

	<p>して、均等割を抑えるような数値を採用するという提案をさせていただいた。</p> <p>均等割が減額となっているため、所得が少ない世帯でマイナスとなる世帯が生じるという状況である。</p>
委員	プラスにしなくてよいのか。
事務局	今年度も、前年度と比較してマイナスになっている世帯がいる。マイナスになる世帯が発生しても問題ないと考えている。
委員	やはり理解が難しい。
委員	<p>6ページのモデルケースについて、給与収入の方は社会保険の適用になるのではないか。</p> <p>また、年金を受給している個人事業主のケーススタディが記載されていないのはなぜか。資料にある4つのモデルケースを採択したのはなぜか。</p>
事務局	<p>国保加入者の多くが年金受給者であるということから、モデルケースの1から3を採用した。</p> <p>モデルケース4については、本市ホームページでモデル世帯を掲載しているが、それと同じケースを採用したものである。</p> <p>ご指摘のように、給与収入の場合は、社会保険に加入されている方が多いが、一部、社会保険の適用のない会社に勤務されている方もいるため、そういう方のケースとしてお示しさせていただいた。</p>
委員	給与所得とあるが、事業所得という理解をすればよいか。
事務局	そのご理解で問題はない。
委員	<p>事業収入が高い世帯のケースも示してもらえないか。</p> <p>今回の所得割の増額による影響がどの程度になるのか把握をしたい。</p>
事務局	次回の協議会でお示しする。
委員	<p>10ページの見方について教えてほしい。</p> <p>「引き上げによる影響」の内、600万円以下の世帯の平均増額が3万円となるのはどういうことか。</p>
事務局	増額世帯となる世帯は多人数世帯であり、加入する人数分の均等割が生じることで、全世帯で3万円の増額となるものである。
委員	均等割を考えると、賦課限度額を引き上げることで、影響額が上がってしまうという理解でよいか。
事務局	所得割のみでなく、均等割も全て足した合計額から影響額を算定している。世帯内の国保加入人数にも応じて影響額が算定され

	るため、総所得600万円以下の世帯にも、賦課限度額引き上げの影響が生じるものである。
委員	<p>モデルケースのケース4のように、現役世代と呼ばれる世代の保険税改正後の金額が大幅に増額しているように見受けられる。</p> <p>税の改定が必要であることは理解しているが、丁寧な説明をしなければ加入者の方々の理解を得難いと思うので、説明はしっかりしていただいた方がよい。</p>
事務局	承知した。
委員	<p>11ページの保険税の前納制度の導入について、前回協議会では令和8年度から導入予定という話もあったが、後ろ倒しとなったということか。</p> <p>また、令和9年度以降に導入することになると、各市町村が導入の有無を判断するのか。それとも、統一的に、全ての市町村で令和9年度以降に導入することになるのか。</p>
事務局	<p>法令は、令和8年度から導入ができるように改正がなされる予定であり、後ろ倒しになったものではない。</p> <p>令和8年度から導入するか否かは各市町村の判断ではあるが、本市では、条例改正までの期間やシステム改修費などの課題があり、現時点で令和8年度からの導入は難しいものと考えている。</p> <p>令和9年度から在留資格の更新の関係で、全市町村で出入国在留管理庁との情報連携が進められることとなっており、国保税の未納があった場合は、在留資格の更新ができない仕組みが構築されるため、それと合せて、前納制度の導入を検討したいと考えている。</p>
会長	<p>議題1については、次回も継続での審議とする。</p> <p>続いて、議題2のその他について事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>国保トップセミナーや国保制度改善全国大会及び大会決議に基づく実行運動に参加したことを報告。</p> <p>また、第4回協議会の開催予定日について説明及びアンケートを実施。</p>
会長	質問等はあるか。 (質問等なし)
会長	議事については以上である。
司会	以上で、令和7年度第3回国民健康保険運営協議会は閉会とする。
	以上

令和7年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

代表区分	推薦依頼先	出欠	氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	出	浜野好明
	いるま野農業協同組合	欠	越阪部敦子
	所沢市連合婦人会	欠	齋藤千里
	所沢商工会議所	出	中早苗
	公募	出	野口茂
	公募	欠	峰寿江
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	欠	赤津拓彦
		欠	伊藤哲
		欠	古敷谷淳
		欠	廣瀬恒
	所沢市歯科医師会	欠	下山賢一郎
	所沢市薬剤師会	出	安達秀夫
公益代表	所沢商店街連合会	出	宇佐美保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	欠	赤坂悦
	連合埼玉 西部第四地域協議会	出	栗屋克哉
	所沢市自治連合会	出	廣川隆通
	知識経験者	出	本橋栄三
	知識経験者	出	平田仁
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	出	上條大輔
	公立学校共済組合 埼玉支部	出	高橋綾子
	西武健康保険組合	出	荒川雄三

任期 令和9年12月31日まで